第二版（平成 29 年 1 月 18 日作成）

子ども車いすマーク

（小児用介助型車いすマーク）

作成・活用ガイドライン

平成 29 年 1 月 18 日

一般社団法人 mina family

1　作成・活用ガイドラインの目的について

一般社団法人 mina family（以下「当団体」）では、外観ではベビーカーと判別しにくい“子ども車いす”（通称「福祉バギー」・小児用介助型車いす、もしくは心身障害児などが車いすとしての用途で利用しているベビーカー、以下「子ども車いす」）を判別するため、「子ども車いすマーク」を平成２８年６月に作成しました。

このマークは、車いすの車体に表示することで子ども車いすだと判別しやすくするほか、子ども車いすでの利用を認めている施設の入り口などに表示します。

子ども車いすの利用者（主に病気や障害のある子供たちとその介護者）が安心して外出できる社会とするために、子ども車いすマークを多様な場所で作成・使用できる仕組みとしていくことが効果的と考えられます。

マークの使用に際しては、子ども車いすマークについての誤解が生じることなどがないように留意しながら取り組んでいく必要があります。

そのため、子ども車いすマークを適切に作成・活用できるよう、作成・使用方法等を定めたガイドラインを作成しました。

今後も、子ども車いすマークの作成や活用を推進し、病気や障害のある子供たちとその介助者が安心して暮らせる社会づくりに努めていきます。

2　多様な主体による作成・活用について

多様な主体による作成・活用を促すため、一定の要件を満たす場合に、自由に作成・使用できることとします。

なお、作成・活用状況の確認・把握のため、事前に当団体（送付先は次ページを参照のこと）に対する情報提供（別紙参考様式）をお願いします。

【作成について】

（１）要件

ア　「３　デザインガイド」を遵守すること

※当団体が提供する見本と同じものを作成してください

【活用について】

（１）要件

ア　子ども車いすマークの主旨に合致すること

※主旨に合致するか否かの判断がつかない場合は、御相談ください。

イ　「３　デザインガイド」を遵守すること

※当団体が提供する画像をそのまま使用してください

（２）活用例

ア　公共交通機関、公共施設・設備・店舗等での活用

公共施設等に掲示することで周囲の方の配慮を促し、利用しやすい環境を確保します。

・施設の入り口
・コミュニティーバス等の優先席
・エレベーター、エスカレーター
・障害者等用駐車区画
・避難所の要配慮者相談窓口
・トイレ入り口

※トイレについては、パブリックシート（多目的シート）設置の場合のみ使用可とします

イ　障害者等に関する印刷物や配布物への記載

・障害者施策に関するポスター

申請書（参考様式）　　年　　月　　日

1	団体等名	
2	担当部署	
3	担当者	
4	連絡先	Ｔ　Ｅ　Ｌ　：
		Ｅ-Ｍａｉｌ：
5	作成目的 使用目的	
6	作成物 使用物	

提出先
一般社団法人 mina family
担当：本田　香織

ＦＡＸ　050-5577-9103
ＭＡＩＬ　info@mina-family.jp

※個人が子ども車いす（福祉バギー）に表示する場合は申請不要です。

3　デザインガイド

子ども車いすマーク

使用時の留意点

1）色

（背景）ピンク　…　CMYK C:0 M:70 Y:30 K:0 または #ec6d81

（図形）白色　…　指定無し

2）形状等

大きさ　…　指定無し（拡大又は縮小して使用してください。）

縦横比率　…　固定（変更しないでください。）

（参考）販売する子ども車いすマークキーホルダーの大きさ

直径　約 150mm　約 90mm　（2 サイズ展開）

3）禁止事項

・マーク上に文字や絵等の記載

・縦横比率の変更（当団体が提供する画像をそのまま使用してください）

※カードケース等にマークを使用する場合は、マークの周囲に余白を確保してください。

※マーク単体でカード等を作成したい場合は御相談ください。

※マークを商用利用することは原則禁止とします

（参考）　「子ども車いすマーク」について

（１）制度概要

・主旨：子ども車いすの利用者は、車いすだと理解されないことでさまざまな問題に見舞われています。リフトなど車いすでの利用可能なサービスでも、ベビーカーだと誤認されサービスを受けられないことも多く、また時には「そんな大きな子供をベビーカーに乗せるなんて非常識だ」など非難されることもあります。子ども車いすの利用者は様々な事情で車いすを必要としており、車いすなしでは外出できません。身体的に障害がある子どもも多く、身体も乳児より大きいことから、ベビーカーと同じように“子どもを抱きあげて車体をたたむ”ことは難しく、たためるものでも車体が重いため持ち運ぶことは容易ではありません。

　子ども車いすの利用者は、いわゆる“車いす(自走式車いす)”と同様の福祉サービス（階段でのリフト使用や障碍者用駐車場の利用など）を必要としています。また移動には必ず車いすが必要です。

　そうした方々が周囲に配慮を必要としていると知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

・対象者：子ども車いす（通称「福祉バギー」・小児用介助型車いす、もしくは心身障害児などが車いすとしての用途で利用しているベビーカー）の利用者

（２）デザイン

　子ども車いすのデザインは、株式会社からだ（KARADA　GRAPHICS）山田春花さんに作成いただきました。デザインについては当団体に帰属するとともに、商標登録の出願中です。デザインコンセプトは「直感的に理解できるマーク」。「こども車いす」の文字が読めない方や海外の方でも理解できるよう、やさしく分かりやすいデザインにしました。